

13外部監査公表第2号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成11年度包括外部監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成13年4月5日

福岡市監査委員	浜田雅之
同	中原貢
同	穂屋下信吉
同	上野寛

[ 監査結果に対する措置通知文 ]

総人第 1690号  
平成13年3月15日

福岡市監査委員	浜田雅之様
同	中原貢様
同	穂屋下信吉様
同	上野寛様

福岡市長 山崎広太郎

監査結果に対する措置について

地方自治法第252条の38第6項の規定により監査結果について措置を講じたので下記のとおり通知します。

包括外部監査結果に対する措置報告

福岡市公報平成12年3月23日第4772号(別冊2)公表分

第1 平成10年度の福岡市住宅供給公社の事業に係る出納その他の事務の執行について  
(指摘事項)

1-(1)事業区分ごとの帳簿組織を現状に合わせて、早急に整備する必要がある。すなわち、損益計算書の費用区分ごとに費用を集計し、公社全体の合計残高を把握できるようにシステムを改善すべきである。

(講じた措置)

損益計算書の費用区分ごとに費用を集計し、公社全体の合計残高を把握する帳簿体系、会計システムを整備し、平成13年度から運用することとした。

(指摘事項)

1-(2)分譲原価については共通経費の配賦計算も行われることから、原価計算サブシステ

ムの運用を図ることも検討していただきたい。

( 講じた措置 )

現在開発中の会計システムに併せて、減価計算サブシステムを構築し、平成13年度から運用することとした。

( 指摘事項 )

- 2-(1)原価計算に関して、剰余金に振替るべき原価見返勘定が33億円あった。将来の執行予定のない見積計上額については、既に実際支出額が確定しているとみるべきであり、事業外収益として認識すべきである。

( 講じた措置 )

原価見返勘定の平成10年度末残高約44億円4千万円のうち将来執行予定がない32億5千万円は、平成11年度決算において事業外収益に計上し処理した。

( 指摘事項 )

- 2-(5)福岡住宅サービス(株)への賃貸部分に係る減価償却費、地代等は賃貸料に転嫁され収入が計上されるため、これらの経費まで市営住宅事業に配賦することは好ましくない。今後は、これら賃貸部分を除いた経費を各事業に負担させるべきと考える。

( 講じた措置 )

平成11年度から福岡住宅サービス(株)に対する賃貸部分を除いた原価償却費等を各事業に配賦している。

( 指摘事項 )

- 3-(3)宅地管理引当金のうち将来執行見込みの薄い残高については、準備金として認識すべき部分もあると考えられる。定期的に執行予定を見直し、引当金の適正残高を維持するようなルールを確立すべきである。

( 講じた措置 )

当該引当金については、毎年度執行状況を把握し、執行予定のないものは、事業外に計上することとした。

なお、平成11年度決算において、執行予定のない1億5千万円を事業外収益に計上処理した。

( 指摘事項 )

- 3-(5)退職給与引当金のうち、平成10年度末で退職した職員の退職金に係る引当金の取崩しが行われておらず、引当金残高に含まれたままとなっている。当該金額については、引当金の取崩し処理を行い、同額を未払金に計上すべきである。

( 講じた措置 )

平成11年度に退職給与引当金で退職金を支払っており、今後は退職者が出た年度内に退職給与引当金の取崩し処理を行うこととした。

(指摘事項)

- 5-(2)借上住宅の修繕の要否について計画的にチェックし、修繕時期が遅くならないような体制を構築しておくことが望ましい。

(講じた措置)

オーナーとの家賃改正協議の際などに、事前(修繕時期到来前)に計画修繕実施を勧告してきたが、平成13年度からは、各オーナーに対し文書をもって勧告することとした。

(指摘事項)

- 8-(1)決算期に集中する検査業務は、より実態に即した規程を作成し、定められた規程については遵守していく必要があると考えられる。また、検査が期末に集中しないような方策も検討すべきと考える。

(講じた措置)

平成12年度発注工事から年度末に検査が集中しないような工期の設定、工事発注を行うこととした。

また、平成11年度末期の検査にあたっては、検査担当主査だけでなく、複数の検査員による検査を実施することとした。

(指摘事項)

- 9-(1) 分譲住宅頭金猶予制度にかかる貸付金については、任期早期返済の推進とともに、定期的な残高確認が必要と思われる。

(講じた措置)

貸付金の繰り上げ償還を年2回(7月と12月)呼びかけるとともに、年度末貸付残高を確認するために次年度当初に通知することとした。

(指摘事項)

- 9-(2)分譲住宅諸経費貸付金制度にかかる貸付金の個別残高に関する台帳が整備されておらず、残高について一元的に管理する帳票がない。少なくとも、台帳による管理及び定期的な残高確認が必要と考える。

(講じた措置)

平成11年度中に当該貸付金に係る残高管理用の台帳、補助簿を整備し、定期的に残高を確認することとした。

(指摘事項)

- 10-(1) 固定資産台帳のうち、他の帳簿で代用されているもの及び作成されていないものについては正規の固定資産台帳を作成するべきである。

(講じた措置)

平成12年度から固定資産管理システムを整備し、固定資産台帳を適正に管理運用している。

(指摘事項)

- 10-(1)- 固定資産の管理において帳簿記録と現況を照合して、把握されていない異動状況を正しく帳簿記録に反映させることは、基本的かつ重要な手続きであり、定期的に行うことが望まれる。

(講じた措置)

平成12年度から固定資産管理システムを整備し、固定資産台帳を適正に管理運用している。

(指摘事項)

- 10-(2)パピヨン駐車場設備は機械装置勘定(耐用年数15年)として計上されているが、すべて工具器具備品勘定(耐用年数10年)で処理すべきであり、適切な勘定科目に振替処理を行う必要がある。

(講じた措置)

平成11年度決算で、工具器具備品勘定に振替計上し、適切な勘定科目での処理を行った。

## 第2 平成10年度の福岡市下水道事業について

(指摘事項)

- 1-(1)受贈管渠は料金原価引き下げの目的により寄附されたものか否かの検討がなされておらず、すべて減価償却されていない。また、このような処理をとった根拠も不明確である。料金原価引き下げの目的のもとに寄附された管渠以外の受贈管渠については減価償却を行うべきと考えられる。

(講じた措置)

本市におけるこれまでの受贈管渠については、市民負担の軽減を図るという観点から、料金原価引き下げの目的のもとに寄附された管渠であるという位置付けを明確にし、取扱うこととした。

(指摘事項)

- 2-(1)七隈地区下水道築造工事(1億5千万円、平成4年度完成)については、供用報告漏れにより建設仮勘定から管渠に振替されていなかった。これにより平成5年度から10年度までの原価償却費約1,600万円が、計上不足であり、その分有形固定資産が過大になっている。

(講じた措置)

平成11年度決算において、建設仮勘定から管渠に振り替えるとともに、平成5年度以降の原価償却費18,546,360円を計上した。

(指摘事項)

- 4-(1)必要な人員配置のもと早急に未調査の事業所についても井戸水使用事業所調査を実施し、下水道使用料の適正賦課をするべきであり、公平性・収入増加の見地から調査認定作業を急ぐべきである。

( 講じた措置 )

平成 1 2 年度に専任調査要員を 2 名増員し , 下水道使用料の適正賦課のための調査に積極的に取り組んでいる。

( 指摘事項 )

- 8-(1)水質検査用の薬品管理について受払記録を作成し , 定期的な現物との照合( たな卸 ) , 差異の原因究明及び重要な差異の報告体制の整備等が望まれる。

( 講じた措置 )

薬品管理方法について , 管理責任者の明確化 , 管理台帳の整備 , 試薬使用量のチェック , 毒劇物試薬保管庫の常時施錠等の改善を図った。

( 指摘事項 )

- 8-(2)水質検査用の薬品について保証期間が到来したもの , あるいは , 使用しないことが明らかになったもの等の処分に関する事務処理の明確化が必要と考える。

( 講じた措置 )

効力期限切れまたは不要となった薬品類の処理については , 水質管理課にて一元的に管理することとし , 大部分については平成 1 2 年 3 月に廃棄 , 残りについては今後計画的に廃棄処分することとした。